

九州地区地すべり防止工事士会 会則

平成20年6月10日設立

九州地区地すべり防止工事士会

九州地区地すべり防止工事士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、九州地区 地すべり防止工事士会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を福岡県福岡市に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協力によって、地すべり防止工事士の技術の研鑽と社会的地位の向上を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地すべり防止工事士の育成活動
- (2) 各地域の地すべり防止工事士会の連絡、助言又は援助
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、理事会がこれを認めたものを会員とする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び総会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、理事の業務の執行状況及び本会の財産の状況を監査する。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第16条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営に関して会長に意見を述べることができる。

第4章 会議

(種別)

第17条 この会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたととき開催する。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、会長がつとめる。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(理事会の構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 2 5 条 理事会は、この会則に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 2 6 条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき

(理事会の招集)

第 2 7 条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第 2 8 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 2 9 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第 3 0 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第 5 章 会計

(事業年度)

第 3 1 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 3 2 条 この会の事業年度及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 3 3 条 この会の事業報告書、収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度へ繰り越すものとする。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第34条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第35条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

第7章 雑則

(細則)

第36条 この会の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. この会則は、この会の成立の日から施行する。

2. この会の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員(個人)	1,000円
	賛助会員(団体)	5,000円
(2) 年会費	正会員(個人)	1,000円
	賛助会員(団体)	5,000円

3. この会の成立当初の役員は、次に掲げるものとし、任期は、第15条の規程にかかわらず、平成21年度の総会時までとする。

理事	福田 久弥	(会長)
理事	塚原 俊一	(副会長)
理事	野々下 和義	(副会長)
理事	村山 政裕	
理事	森 与志信	
理事	原 裕	
理事	村上 和雄	
理事	藤本 修司	
理事	金丸 忠幸	
理事	桑原 宏志	
監事	古江 正敏	

(別紙)

九州地区地すべり防止工事士会入会申込書

九州地区地すべり防止工事士会

会 長 福 田 久 弥 殿

私は会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

平成 年 月 日

〒

自宅住所：

氏名：

印

電話：

所属：

メールアドレス：

上記申込者が「九州地区地すべり防止工事士会」の会員になることについて了承します。

会社名

役 職

氏 名

印

提出先：九州地区地すべり防止工事士会事務局 宛